

【令和2年4月採用】 令和元年度 飯田市職員採用試験実施要綱

地域医療支援病院



飯田市立病院

◇ 看護職員募集 ◇



受験申込受付期間 令和元年8月19日(月)～令和元年9月24日(火)
第1次試験 令和元年10月6日(日)
第2次試験 令和元年11月上旬

※ 看護職員：主として病院に勤務する看護師、助産師、保健師をいいます。

問い合わせ

長野県飯田市 総務部人事課
〒395-8501 飯田市大久保町2534番地
TEL 0265-22-4511 内線2141

飯田市では、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第17条の2第2項の規定に基づき、令和2年4月1日採用予定の職員採用試験を次のとおり実施します。

1 試験の区分等

(1) 試験の区分、採用予定人数及び勤務予定機関

試験の区分	採用予定人数	勤務予定機関
看護職	10人程度	飯田市立病院

(2) 給与等の処遇（平成30年4月1日現在の内容であり、今後変更となる場合があります）

ア 給料（基本給）の例（病院に勤務する職員に支給される給料の調整額を含みます）

試験の区分	学歴	初任給	3年後	10年後
看護職	3年生短大卒	214,343	238,033	296,125
	大学卒	219,905	244,934	302,202

注1 免許取得後の職歴のある方は、期間等に応じてこれより高い給料となります。

注2 免許取得見込者の、採用後の免許未取得期間は、これより安い給料となります。

イ 諸手当

期末・勤勉（4.45月分 H30実績）、通勤、扶養、住居、時間外勤務、特殊勤務ほかの諸手当が、それぞれの支給条件に応じて支給されます。

ウ 休暇等の制度

有給	年次休暇（20日/年、未取得日数は翌年繰越）、療養（傷病等の場合に90日以内）、夏季（5日/年）、結婚、産前産後、子の看護、短期介護 ほか
無給	育児休業（子が3歳まで取得可能、子が1歳までは手当金支給あり）、部分休業・育児短時間勤務（子が小学校就学前まで取得可能）

2 受験資格等

(1) 資格又は免許及び年齢

試験の区分	資格又は免許	年 齢
看護職	看護師、助産師又は保健師のいずれかの免許をお持ちの方（令和2年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの方を含みます。）	昭和54年4月2日以降の出生者

(2) この試験を受験できない方

法第16条各号のいずれかに該当する方は、この試験を受験することができません。

ア 成年被後見人及び被保佐人（※）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 飯田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。

外国籍職員の担当業務について

「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、飯田市では外国籍の職員は次のような業務及び職に就くことができません。

1 公権力の行使にあたる業務について

- ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して強制力を以って執行する業務
- ・その他の公権力の行使に該当する業務

2 公の意思の形成に参画する職について

- ・飯田市の行政の企画、立案、決定等に関する職
 - ・基本計画の策定、予算査定、人事労務管理等に関する職

3 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 試験の方法、日時等

試験の区分	試験の方法	内 容	日 時	場 所
看護職	総合能力試験 (2時間)	高校卒業程度のSPI3(文章の意味の理解力、論理的思考力、適正検査)	令和元年10月6日(日) 午前9時 (午前12時終了予定)	飯田市立 病院

イ 第1次試験合格者の発表

令和元年10月中旬頃、第1次試験受験者に直接通知します。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者を対象に行います。

ア 試験の方法、日時等

試験の区分	試験の方法	内 容	日 時	場 所
看護職	グループワーク 試験(1時間)	一般的なグループワークによる試験(受験人数により実施しない場合があります。)	令和元年11月上旬 (詳細は別途通知します。)	飯田市立 病院
	口述試験 (15~20分)	自己アピール及び個別面接試験		

イ 第2次試験合格者(採用内定者)の発表

第2次試験終了後、第2次試験受験者に直接通知します。

(3) 健康診断及び受験資格調査

採用内定者を対象に、通常の職務遂行に必要な健康度についての健康診断及び受験資格の調査を行います。

4 採用決定及び発表

健康診断及び受験資格調査の結果に基づいて採用を決定し、令和元年12月上旬頃に採用内定者に直接通知します。

5 採用決定から採用まで

(1) 採用は、令和2年4月1日の予定となります。

なお、この採用は法第22条第1項の規定による条件付採用であり、条件付で採用された時から起算して6か月の間に、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

この期間においてその職務が良好な成績でないと判断された場合は正式採用とならない(免職となる)場合があります。

(2) 採用決定を受けた方が、法第33条の規定に該当する行為その他の公務員となるのにふさわしくない行為を採用日前に行った場合は、採用されません。

(3) 試験申込書の記載事項に事実と異なる内容を記載した場合は、合格又は採用を取消すことがあります。

(4) 2の(1)の「資格又は免許」欄に掲げる資格又は免許を取得する見込みである方については、採用決定を受けた場合であっても、当該免許を取得できなかったときは、採用されません。

6 受験手続

(1) 試験申込書の取得

次のア～ウのいずれかの方法により、試験申込書を取得してください。

ア 下記の交付場所で受け取り

飯田市役所本庁舎(総務部人事課及び玄関受付)

飯田市立病院庶務課

飯田市役所の各自治振興センターの窓口

イ 郵送による取得

「あて先（住所・氏名）」及び「試験の区分（看護職と朱書きする）」を明記し、120円切手を貼った角形2号封筒（サイズ：240mm×332mm相当）を、飯田市総務部人事課（所在地：〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534番地）まで送付してください。

ウ ホームページからの取得

飯田市役所のホームページ（<http://www.city.iida.lg.jp>）、又は飯田市立病院のホームページ（<http://www.imh.jp>）からダウンロードする。

※印刷する場合は、両面印刷してください。

(2) 受験の申込み

下記の提出書類を準備し、受付期間内に申込みしてください。なお申込受付後は、応募書類の返却はいたしませんのであらかじめご承知おきください。

ア 提出書類

(ア) 試験申込書

受験者本人が自筆で記入してください。

ホームページから取得する場合は両面印刷してください。

(イ) 長形3号封筒（サイズ：120mm×235mm相当。受験票の送付に使用します）

「受験者の住所・氏名」及び「試験の区分（看護職と朱書きする）」を明記し、242円分の切手を貼ったもの。

イ 提出先

飯田市役所 総務部人事課人事係

（所在地：〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534番地）

※郵便による提出も可能です。

ウ 受付期間及び受付時間

令和元年8月19日（月）から令和元年9月24日（火）まで

本人又は代理の方が持参する場合は、午前8時30分から午後5時15分までが受付時間です。

ただし、日曜日、土曜日及び祝日は閉庁日のため、受付できません。

※郵便による提出の場合は、令和元年9月24日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) 第1次試験受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

※10月2日（水）までに到着しないときは、飯田市総務部人事課にお問い合わせください。

7 その他

(1) この試験を受験する方の個人情報、職員採用の目的以外には使用しません。

(2) 試験申込書その他試験を受けるために提出した書類は返却しません。

(3) この試験について不明な事項は、飯田市総務部人事課人事係（電話：0265-22-4511 内線2141）にお問い合わせください。【お問合せ時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで】